**◎障害老人の日常生活自立度(寝たきり度）判定基準**

我が国で介護保険を導入する際に使われ始めた日常生活自立度の基準。  
介護保険制度の要介護度判定の際に参考にされる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活自立１） | J1 | 交通機関等を利用して外出する |
| J2 | 隣近所へなら外出する |
| 準寝たきり２） | A１ | 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する |
| A２ | 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている |
| 寝たきりB３） | B１ | 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う |
| B2 | 介助により車椅子に移乗する |
| 寝たきりC４） | C1 | 自力で寝返りをうつ |
| C2 | 自力で寝返りもうたない |

１）何らかの障害などを有するが、日常生活はほぼ自立しており独自で外出する。

２）室内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。

３）室内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。

４）一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

**◎認知症老人の日常生活自立判定基準**

1993年に厚生省から発表された認知症患者の日常生活に関する基準。  
介護保険制度の要介護度判定の際に参考にされる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ⅰ | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している | |
| Ⅱ | 日常生活に支障を来たすような症状・行動の異常や意思疎通の困難が多少見られても誰かが注意していれば自立できる | |
| Ⅱa | 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる |
| Ⅱb | 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる |
| Ⅲ | 日常生活に支障を来たすような症状・行動の異常や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする１） | |
| Ⅲa | 日中を中心に上記Ⅲの状態が見られる |
| Ⅲｂ | 夜間を中心に上記Ⅲの状態が見られる |
| Ⅳ | 日常生活に支障を来たすような症状・行動の異常や意思疎通の困難が頻繁に見られ、常に介護を必要とする2） | |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする | |

１）具体例：着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたら口に入れる、

物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声、火の不始末、不潔行為、性的異常行為など

２）せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する

３２